

熱中症に対する予防措置について

- 1 「熱中症警戒アラート」が発表されたときの対応
環境省より石狩管内（札幌）に「熱中症警戒アラート」が発表された場合（危険予報）には、生徒や学校の環境等を勘案し臨時休業を検討し、臨時休校が決定した場合には、前日の17時までに全生徒・保護者に楽メ、HP等で周知します。
- 2 平常日における具体的な熱中症対応
 - (1) 【屋外での活動】暑さ指数28℃以上の場合
 - ① 屋外での教育活動を中止し、体育館へ切り替え（激しい運動は中止）ます。
 - ② 体育館の暑さ指数が31℃以上になった場合、運動は中止し簡易クーラーの効いた教室で座学を行います。
 - (2) 【屋内での教育活動】教室で暑さ指数31℃以上の場合
 - ① 簡易クーラーの効いた教室へ移動し、学習を行います。
 - ② 簡易クーラーの効いた教室で1か所でも暑さ指数31℃以上の箇所があれば原則、全校生徒を臨時休校措置とし下校させます。
 - (3) 【ジャージ着用可の判断】
 - ・年度当初、生徒部からのジャージ登校着用可能期間を提示します。その日の個々の体調などを考え、制服もしくはジャージ着用を生徒・保護者で判断し飲料水の準備などをお願いします。
- 3 休業中の部活動、講習、模試、学校祭等の活動対応
 - (1) 部活動
熱中症警戒アラート（暑さ指数31℃を超える場合）が出されている場合は、本校では原則「すべての授業、活動を中止」としているため、部活動もできる限り活動を中止するよう努めることとしますが、種目により活動内容、場所、環境が異なり、大会等は運営者判断も関係するため、活動の可否は担当顧問より部活動毎で生徒、保護者に連絡をします。
 - (2) 模試、講習の実施について
前日までに石狩管内（札幌）に「熱中症警戒アラート」が発表された場合には、模試や講習環境等を勘案して実施の可否を検討し、中止が決定した場合には、前日の17時までに対象学年に楽メ、HP等で周知します。
ジャージ着用の判断については、2（3）の基準に準じて適用します。
- 4 暑さ指数による判断は【環境省「熱中症予防情報サイト」により、石狩管内（札幌）における暑さ指数予報】を確認して行います。

【基準情報】環境省 「熱中症予防情報サイト」

